

# 都城市森林経営管理制度実施方針

令和5年3月

## 1 趣旨

都城市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、本市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう本市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

## 2 基本的な考え方

本市では、第一に森林所有者による施業を森林経営計画の策定を通じて促すこととし、適切な経営管理が行われておらず、森林所有者による施業が困難な森林については森林経営管理制度に基づいた整備を進めていく。

## 3 森林所有者意向調査について

### （1）対象森林の考え方

#### ア 対象森林から除外する森林

- ・ 森林経営計画樹立森林及び候補森林
- ・ 公有林及び公的団体（国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター、一般社団法人宮崎県林業公社等）が管理する森林
- ・ 森林組合、会社法人等が所有する森林
- ・ 保安林
- ・ 過去10年以内に施業履歴がある森林

#### イ 対象森林の抽出

- ・ 大淀川地域森林計画対象森林のうち、上記アの森林を除外した私有人工林を意向調査対象森林とし、森林情報を一元化した都城市土木GISにより対象森林を抽出する。
- ・ 上記の抽出の結果にとらわれず、防災減災機能の維持・向上を図る上で必要と判断した場合は、その区域を随時追加する。

### （2）意向調査の方法

- ・ 対象森林を所有する者又は管理する権限を有する者に対し、当該森林の管理状況や今後の意向等についての調査を郵送で実施する。
- ・ 郵送による意向調査票が未達の場合は、可能な限り森林所有者の探索を行う。
- ・ 森林所有者に相続が発生しており、相続人の探索が必要な森林については、原則として戸籍（除籍）謄本による2親等までを探索し、推定相続人代表者1名に意向調査票を

郵送する。

- ・相続人の探索が原則3親等以上に及ぶ森林は、対象森林より除外する。

### (3) 意向調査のスケジュール

- ・意向調査は、令和4年度に都城市内全域の対象森林を抽出した後に開始し、概ね10年の期間で全域を実施する。
- ・意向調査の実施区域順は、地籍調査が完了している森林、人工林資源が多く林道等から近い森林、森林経営計画が策定されている森林の周辺森林など、地域の実情を考慮して優先順位を決定する。
- ・意向調査年次計画表、区域ブロック図、実施計画一覧表は、別紙1及び別紙2のとおり

## 4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・意向調査の結果、森林所有者又は推定相続人代表者が経営管理を本市に委託したい旨の意向を示した森林についての森林現況調査を行う。
- ・森林現況調査の結果、対象森林が経営に適する（経済林）と判断される場合は、林業事業者による既存の制度による整備を促す。
- ・森林の現況調査の結果、対象森林が経営に適さない（非経済林）と判断された森林のうち、本市が管理の必要があると判断した森林は、森林所有者の同意を得て（推定相続人代表者の場合は、関係者の同意の取りまとめを代表者に依頼）、森林経営管理権（以下「管理権」という。）を本市に設定し、管理を実施（原則として除伐・間伐）する。
- ・管理権を設定する場合は、対象森林を明確にした上で行う。

## 5 森林経営管理制度と森林環境譲与税の関係について

- ・森林環境譲与税は、都城市元気な森づくり基金（以下「基金」という。）に積み立て、本市が行う森林経営管理制度に係る経費の財源とする。
- ・基金は、森林経営管理制度の実施のほか、本市における森林整備及びその促進のため、森林環境譲与税の趣旨に沿って活用する。

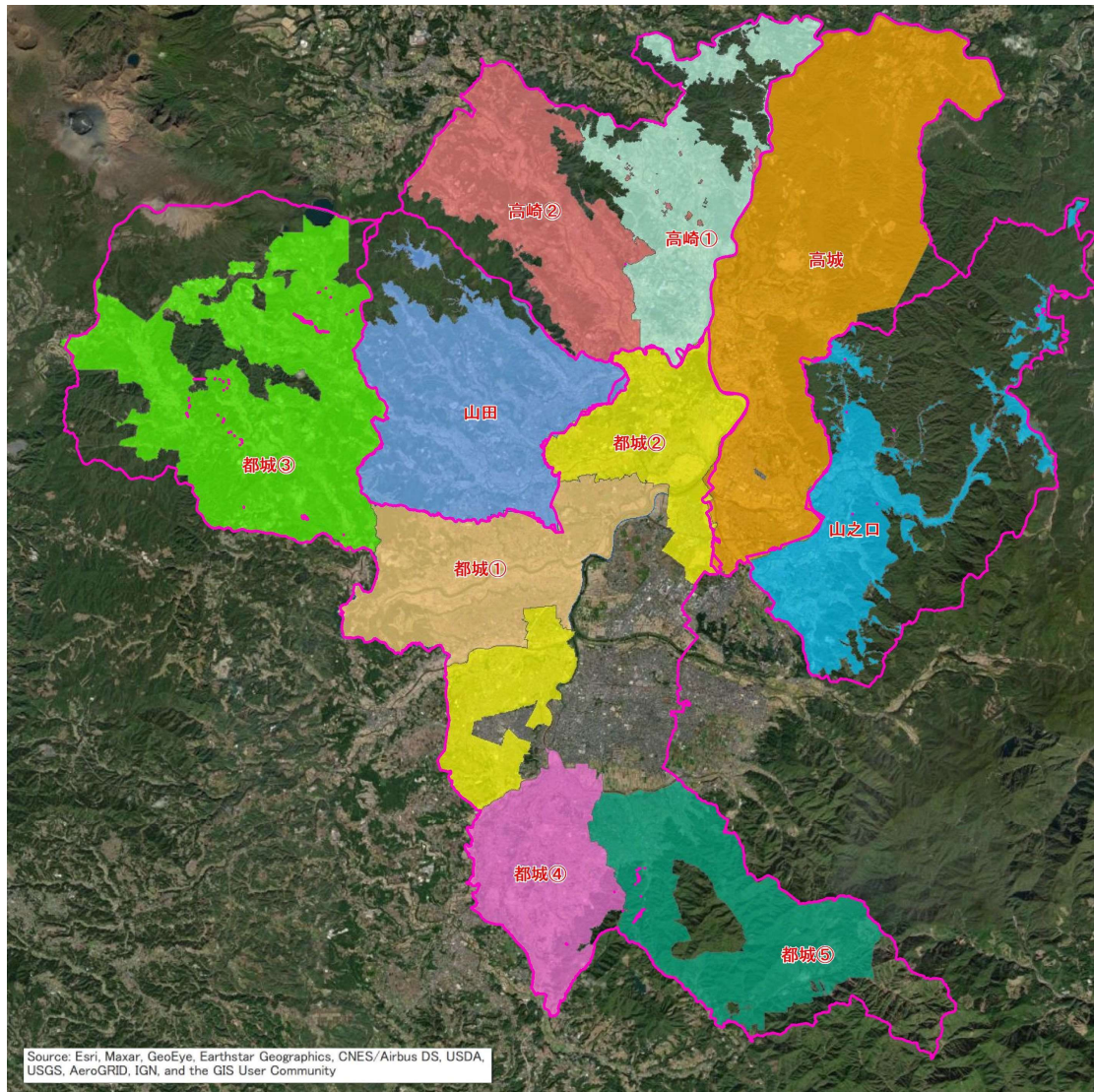
## 6 その他特記事項

- ・実施方針に基づく一連の業務の執行に当たっては、今後の本市の執行体制や効率的な制度運用等を考慮し、必要に応じて専門職員の雇用や外部委託等を検討する。
- ・実施方針に基づき行った意向調査等の結果を林地台帳や都城市土木GISに反映させ、森林経営管理の効率的な運用に資するように努める。
- ・実施方針については、林業関係者及び林業普及指導員等の意見を参考に、必要に応じて随時見直しを行う。

【意向調査年次計画表】

実施年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
意向調査	山田	都城①	山之口	高城	高崎①	高崎②	都城②	都城③	都城④	都城⑤

【意向調査区域ブロック図】



## 【意向調査実施計画表】

No	実施年度	区域名	大字名	筆数(筆)	対象人数(人)
1	R5	山田	都城市山田町山田	3,215	1,542
			都城市山田町中霧島	993	543
2	R6	都城市①	都城市横市町	176	128
			都城市乙房町	167	118
			都城市関之尾町	737	402
			都城市庄内町	542	349
			都城市菓子野町	249	167
			都城市野々美谷町	310	204
3	R7	山之口	都城市山之口町山之口	1,849	815
			都城市山之口町花木	757	371
			都城市山之口町富吉	1,147	609
4	R8	高城	都城市高城町大井手	263	187
			都城市高城町桜木	41	27
			都城市高城町穂満坊	78	68
			都城市高城町石山	288	201
			都城市高城町有水	1,337	753
5	R9	高崎①	都城市高崎町縄瀬	706	372
			都城市高崎町江平	1,033	600
			都城市高崎町笛水	1,511	727
6	R10	高崎②	都城市高崎町前田	297	171
			都城市高崎町大牟田	2,269	1,054
			都城市高崎町東霧島	1,362	729
7	R11	都城市②	都城市志比田町	813	407
			都城市南鷹尾町	27	22
			都城市五十町	43	2
			都城市平塚町	87	61
			都城市南横市町	141	102
			都城市蓑原町	114	77
			都城市鷹尾一丁目	59	39
			都城市都原町	6	5
			都城市高木町	39	28
			都城市上水流町	9	6
			都城市下水流町	147	96
			都城市岩満町	523	271
			都城市丸谷町	291	181
8	R12	都城市③	都城市美川町	591	362
			都城市高野町	907	522
			都城市吉之元町	612	363
			都城市御池町	592	350
			都城市夏尾町	146	91
9	R13	都城市④	都城市下長飯町	802	379
			都城市今町	94	62
			都城市大岩田	262	168
			都城市梅北町	73	49
10	R14	都城市⑤	都城市安久町	1,496	794
			都城市豊満町	1,992	1,064
			都城市豊満町	696	316

※筆数及び対象人数は、森林経営管理制度意向調査準備業務委託により抽出(令和4年12月抽出)

※対象人数は、複数筆の森林所有者を区域内で名寄せした数